○新温泉町営住宅条例

平成17年10月1日条例第153号

改正

平成18年3月28日条例第34号 平成21年3月27日条例第9号 平成24年3月27日条例第10号 平成25年3月28日条例第15号 平成26年3月28日条例第6号 平成26年9月25日条例第18号

新温泉町営住宅条例

目次

第1章 総則(第1条·第2条)

第1章の2 町営住宅の整備基準(第2条の2)

第2章 町営住宅の設置(第3条)

第3章 町営住宅の管理(第4条―第45条)

第4章 駐車場の管理(第46条-第56条)

第5章 補則 (第57条—第60条)

第6章 罰則(第61条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)に基づく町営住宅 及び共同施設の設置及び管理について、法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれら に基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 町営住宅 町が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するため の住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
 - (2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省

令」という。) 第1条に規定する施設をいう。

- (3) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規 定する収入をいう。
- (4) 町営住宅建替事業 町が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (5) 町営住宅監理員 法第33条の規定により町長が任命する者をいう。

第1章の2 町営住宅の整備基準

(整備基準)

第2条の2 法第5条第1項及び第2項の規定による条例で定める整備基準は、公営住宅等整備基準 (平成10年建設省令第8号)で定める基準をもって、その基準とする。

第2章 町営住宅の設置

(設置)

- 第3条 町は、法第3条の趣旨に基づき、住宅に困窮する者を入居させるため、町営住宅を設置する。
- 2 町営住宅の名称、位置等は、別表第1のとおりとする。

第3章 町営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

- **第4条** 町長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。
 - (1) 新聞
 - (2) 町の広報紙
 - (3) 町の行政放送
 - (4) 各区への募集案内紙
 - (5) 町庁舎その他町の区域内の適当な場所における掲示
- 2 前項の公募に当たっては、町長は、町営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申 込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

- 第5条 町長は、次に掲げる理由に係る者を、公募を行わず町営住宅に入居させることができる。
 - (1) 災害による住宅の滅失
 - (2) 不良住宅の撤去
 - (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
 - (4) 公営住宅建替事業による町営住宅の除却

- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が特別の事情があると認めるもの (入居者の資格)
- **第6条** 町営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第14条において同じ。)があること。
 - (2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。
 - ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合 214,000円((エ)に該当する場合、当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)
 - (ア) 入居者又は同居者に次項第2号から第4号まで、第6号又は第7号に該当する者(同項第2号に該当する者のうち、同号イに掲げる障害の種類にあっては同号イに定める障害の程度のうち1級又は2級に該当する者であるに、同号ウに掲げる障害の種類にあっては同号ウに定める障害の程度のうち1級又は2級の精神障害の程度に相当する程度である者に限る。)がある場合
 - (イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者

である場合

- (ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (エ) 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げるものである場合
- イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市町村税の滞納のないこと。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「老人等」 という。)にあっては、前項第2号から第5号までに掲げる条件を具備する者でなければならな い。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅にお いてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
 - (1) 60歳以上の者(60歳未満の者で昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。)
 - (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から 4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施 行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当す る程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に定める程度であるもの
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号) 第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定 する被災者等にあっては、第1項第3号及び第5号に掲げる条件を具備する者でなければならな い。

(入居者資格の特例)

- 第7条 町営住宅の借上げに係る契約の終了又は町営住宅の用途の廃止により当該町営住宅の明渡 しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合において は、その者は、前条第1項各号(同項第5号を除く。)に掲げる条件を具備する者とみなす。
- 2 前条第1項第2号ア(エ)に掲げる町営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあっては、同項第

2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当 該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

- 第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町長が定める ところにより入居の申込みをしなければならない。
- 2 町長は、入居の申込みをした者が第6条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3 町長は、第1項の規定により入居の申込みをした者の数が、町営住宅の募集戸数を超えない場合は当該申込者を町営住宅の入居者として決定し、町営住宅の募集戸数を超える場合は次条により町営住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。
- 4 町長は、借上げに係る町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該町営住宅の借上げの期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

- 第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。
 - (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある 住宅に居住している者
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者
 - (4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。)
 - (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に 比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
 - (6) 婚約が成立しているが、住宅がないため結婚が延びている者

- (7) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 町長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合い の高い者から入居者を決定する。
- 3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定する。
- 4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、町長が別に定める入居者選考委員会の意見を聴いて定める。
- 5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、 老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で、町長が定める要件を備え ている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを 必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当てをした町 営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

- 第10条 町長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を町営住宅入居補欠者名簿に登録し、当該入居決定者が入居を辞退し、若しくは入居の許可を取り消されたとき、又は当該入居補欠者の入居の申込みに係る町営住宅が明け渡されたときは、当該入居順位に従い、当該入居補欠者を当該町営住宅の入居者に決定するものとする。
- 2 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から1年とする。

(入居手続及び許可)

- 第11条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。
 - (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人2人の連署する町営住宅使用請書(以下「請書」という。)を提出すること。
 - (2) 第20条の規定により敷金を納付すること。
- 2 町営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすること ができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手 続をしなければならない。
- 3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

- 4 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしない ときは、町営住宅の入居の決定を取り消すことができる。
- 5 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに町営住宅入居許可書を交付して、町営住宅の入居可能日を通知しなければならない。
- 6 町営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から14日以内に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 7 前項の規定により町営住宅に入居した者は、速やかに当該町営住宅に住所を定め入居者全員の住民票を提出しなければならない。

(連帯保証人の変更承認)

- 第12条 入居者は、連帯保証人において変更しなければならない次のいずれかに掲げる理由が生じたときは、その理由が生じた日から30日以内にその旨を町長に届け出て、新たな連帯保証人についてその承認を得なければならない。
 - (1) 住所不明
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人の宣告
 - (3) 失業その他保証能力に著しく影響を及ぼす事情の発生
 - (4) 死亡

(同居の承認)

- 第13条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第10条に定めるところにより、町長の承認を得なければならない。
- 2 町長は、町営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

- 第14条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入 居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居して いた者は、省令第11条に定めるところにより、その理由が生じた日から30日以内にその旨を町長 に届け出て、その承認を得なければならない。
- 2 町長は、前項の承認を得ようとする者又はその同居者が暴力団員であるときは、同項の承認を してはならない。

(家賃の決定)

第15条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項

の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第32条において同じ。)に基づき、近傍 同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に 規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第39条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じ ないときは、当該町営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 今第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。 (収入の申告等)
- 第16条 入居者は、毎年9月末日までに、町長が定めるところにより、収入を申告しなければならない。
- 2 前項に規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法によるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知 するものとする。
- 4 入居者は、前項の認定に対し、町長が定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、町長は、意見の内容を審査し、当該意見に相当な理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

- 第17条 町長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要 と認める者に対して町長が定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることがで きる。
 - (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
 - (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
 - (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
 - (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

- 第18条 町長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日 (第35条第1項又は第40条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡 した日のいずれか早い日、第45条第1項による明渡しの請求があったときは、明渡しの請求があった日)までの間、家賃を徴収する。
- 2 家賃は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分を納付しな

ければならない。

- 3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が 1 月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第44条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促)

第19条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(敷金)

- 第20条 町長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を 徴収することができる。
- 2 町長は、第17条の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は 徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより、当該敷金の減免又は徴収の猶 予をすることができる。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家 賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 4 敷金には、利子をつけない。

(敷金の運用等)

- 第21条 町長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な 方法で運用しなければならない。
- 2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共 同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

- 第22条 町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な 修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。) は、町の負担とする。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、借上げ町営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。
- 3 入居者の責めに帰すべき理由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定 にかかわらず、入居者は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

- 第23条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。
 - (1) 電気、テレビ、ガス、水道、温泉配湯及び下水道の使用料
 - (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
 - (3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
 - (4) 前条第1項に規定するもの以外の町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用 (共益費の徴収)
- **第24条** 町長は、前条各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要があると 認めて規則で定めるところにより、入居者から共益費として徴収することができるものとする。
- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の費用について準用する。
- 3 町長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の費用の全部又は一部を徴収しないことができる。

(入居者の保管義務等)

- 第25条 入居者は、町営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態 において維持しなければならない。
- 2 入居者の責めに帰すべき理由により、町営住宅又は共同施設が滅失又は損傷したときは、入居 者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。
- 第26条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- **第27条** 入居者が町営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、町長が定めるところにより、届 出をしなければならない。
- 第28条 入居者は、町営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
- 第29条 入居者は、町営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、町長の承認を得た ときは、当該町営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。
- 第30条 入居者は、町営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去 が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 町長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該町営住宅を明け渡すときは、入居者の費用 で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。
- 3 第1項の承認を得ずに町営住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自己の費用 で原状回復又は撤去しなければならない。

(管理上必要な指示)

第31条 町長は、町営住宅の管理上必要があると認めるときは、入居者に対して、町営住宅の修繕 その他必要な事項を指示することができる。

(収入超過者等に関する認定)

- 第32条 町長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第 2号の金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該 入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。
- 2 町長は、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条 に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。
- 3 入居者は、前2項の認定に対し、町長が定めるところにより意見を述べることができる。この 場合においては、町長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第33条 収入超過者は、町営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

- 第34条 第32条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。
- 2 町長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の 住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。
- 3 第17条、第18条及び第19条の規定は、第1項の家賃について準用する。 (高額所得者に対する明渡請求)
- 第35条 町長は、高額所得者に対し期限を定めて、当該町営住宅の明渡しを請求するものとする。
- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日 でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該町営住宅 を明け渡さなければならない。
- 4 町長は、第1項の規定による請求を受けた者が次のいずれかに掲げる特別の事情がある場合に おいては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

- 第36条 第32条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第15条第1項及び第34条第 1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場 合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住 宅の家賃を支払わなければならない。
- 2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、町長が定める額の金銭を徴収することができる。
- 3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第18条及び第19条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

- 第37条 町長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から住宅のあっせん申出があった場合その 他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場 合において、希望地内に公共賃貸住宅等公的資金による住宅の募集があり、町営住宅の入居者が 当該住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をするものとする。 (期間通算)
- 第38条 町長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の町営住宅に入居させた場合における第32条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の町営住宅に入居している期間に通算する。
- 2 町長が第41条の規定による再入居の申出をした者を町営住宅建替事業により新たに整備された 町営住宅に入居させた場合における第32条から前条までの規定の適用については、その者が当該 町営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備さ れた町営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

- 第39条 町長は、第15条第1項、第34条第1項若しくは第36条第1項の規定による家賃の決定、第17条(第34条第3項又は第36条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第35条第1項の規定による明渡しの請求、第37条の規定によるあっせん等又は第41条の規定による町営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署において必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。
- 2 町長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。
- 3 町長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用しては ならない。

(建替事業による明渡請求等)

- 第40条 町長は、町営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の 規定に基づき除却しようとする町営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求する ことができるものとする。
- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該町営住宅を 明け渡さなければならない。
- 3 前項の規定は、第36条第2項の規定を準用する。この場合において、第36条第2項中「前条第 1項」とあるのは「第40条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるもの とする。

(新たに整備される町営住宅への入居)

第41条 町営住宅建替事業の施行により除却すべき町営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条 第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される町営住宅に入居を希望するときは、 町長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(公営住宅建替事業による家賃の特例)

第42条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第34条第1項又は第36条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)

第43条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い、 当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家 賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要 があると認めるときは、第15条第1項、第34条第1項又は第36条第1項の規定にかかわらず、令 第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

- 第44条 入居者は、町営住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに町長に届け出て、住宅監理 員又は町長が指定する者の検査を受けなければならない。
- 2 入居者は、第30条の規定により町営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

- 第45条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該 町営住宅の明渡しを請求することができる。
 - (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (3) 当該町営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
 - (4) 正当な理由によらないで15日以上町営住宅を使用しないとき。
 - (5) その者又はその同居者が暴力団員であることが判明したとき。
 - (6) 第13条、第14条及び第25条から第30条までの規定に違反したとき。
 - (7) 第31条の規定による町長の指示に従わなかったとき。
 - (8) 町営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 2 前項の規定により町営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に、年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を徴収することができる。
- 4 町長は、第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、 当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間につ

いては、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

- 5 町長は、町営住宅が第1項第8号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当 該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 6 町長は、町営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該町営住宅の賃貸人に代わって、 入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

第4章 駐車場の管理

(駐車場の管理)

第46条 町営住宅の共同施設として整備された駐車場(以下「駐車場」という。)の管理は、この章に定めるところにより、行われなければならない。

(使用許可)

第47条 駐車場を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(使用者の資格)

- 第48条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 町営住宅の入居者又は同居者であること。
 - (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
 - (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
 - (4) 第45条第1項第1号から第7号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み)

- 第49条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、町長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者(以下「使用決定者」という。)に対し通知するものとする。

(使用者の決定)

第50条 町長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、町長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者の決定をしなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な理由がある場合で、町長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、町長は特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

- 第51条 第49条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。
 - (1) 町営住宅駐車場使用請書を提出すること。
 - (2) 第54条の規定により保証金を納付すること。
- 2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 町長は、駐車場の使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。
- 4 町長は、駐車場の使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対し速やかに町営住宅駐車場使用許可書を交付して、駐車場の使用開始日を通知しなければならない。
- 5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から14日以内に駐車場の使用 を開始しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りではない。

(使用料)

- 第52条 駐車場の使用料は、別表第2のとおりとする。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、 使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

- **第53条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。
 - (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
 - (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
 - (3) 駐車場について改良を施したとき。

(保証金)

- 第54条 町長は、駐車場の使用決定者から3月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金 を徴収することができる。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、 保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第20条第3項及び第4項並びに第21条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。

この場合において「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第20条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消し)

- 第55条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り 消し、又はその明渡しを請求することができる。
 - (1) 不正行為により使用許可を受けたとき。
 - (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 駐車場又はその附帯する施設を故意に損傷したとき。
 - (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
 - (5) 第48条に規定する使用者の資格を失ったとき。
 - (6) 前各号のほか、駐車場の管理上又は公益上必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定については、第45条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、 同条中「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とある のは「使用料」と、同条第2項中「前項」、同条第3項、第4項及び第5項中「第1項」とある のはそれぞれ「第55条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第56条 駐車場の使用については、第46条から前条までに定めるもののほか、第18条、第19条、第27条、第28条、第29条本文、第30条第1項本文及び第44条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「町営住宅」及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、第18条第1項中「第11条第5項の入居可能日」とあるのは「第51条第4項の使用開始日」と、第18条第3項中「住宅に入居」とあるのは「駐車場を使用」と読み替えるものとする。

第5章 補則

(町営住宅監理員及び町営住宅管理人)

- 第57条 町営住宅監理員は、町長が町職員のうちから2人以内を任命する。
- 2 町営住宅監理員は、町営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、町営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 町長は、町営住宅監理員の職務を補助させるため、町営住宅管理人を置くことができる。この 場合において、新温泉町特定公共賃貸住宅条例(平成17年新温泉町条例第154号)第33条第3項に

規定する特定公共賃貸住宅管理人と兼ねることができる。

- 4 町営住宅管理人は、町営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等入居者との連絡 の事務を行う。
- 5 第1項から前項までに規定するもののほか、町営住宅監理員及び町営住宅管理人に関し必要な 事項は、町長が定める。

(立入検査)

- 第58条 町長は、町営住宅の管理上必要があると認めるときは、町営住宅監理員若しくは町長が指定した者に町営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
- 2 前項の検査において、現に使用している町営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該町営住宅 の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった ときは、これを提示しなければならない。

(協力依頼)

第58条の2 町長は、この条例の規定に基づき、町営住宅に入居し、若しくは同居しようとする者 又は町営住宅の入居決定者、入居者若しくは同居者が暴力団員でないことを確認するため必要が あると認めるときは、所轄の警察署に対し、それらの者に関する情報を提供し、又は提供を求め、 その他必要な協力を求めることができる。

(敷地の目的外使用)

第59条 町長は、町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。

(委任)

第60条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

第6章 罰則

第61条 町長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、 その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないとき は、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の浜坂町営住宅の設置 及び管理に関する条例(平成9年浜坂町条例第30号)又は温泉町営住宅の設置及び管理に関する 条例(平成10年温泉町条例第14号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により入 居決定者又は入居補欠者になった者については、入居決定者の有効期間又は入居補欠者の入居期 限は、なお合併前の条例の例による。
- 3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成18年3月28日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第15号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月25日条例第18号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

建設年度 名称		位置	構造	戸数
	泉町団地	新温泉町湯880番地の1	簡易耐火構造	6戸
昭和47年度			2 階建	
	泉町団地	新温泉町湯880番地の9	簡易耐火構造	3戸
昭和48年度			2 階建	
	泉町団地	新温泉町湯880番地の 9	簡易耐火構造	4戸
昭和55年度			2 階建	

昭和62年度	宇都野団地	新温泉町浜坂2457番地の1	木造 2階建	10戸
昭和63年度	宇都野団地	新温泉町浜坂2457番地の1	木造 2階建	10戸
平成元年度 宇都野区	宇都野団地	新温泉町浜坂2457番地の1	木造 2階建	10戸
平成6年度 八日市団地		新温泉町井土824番地の1	木造 2階建	4戸
平成15年度 若松団地 (買取)		新温泉町七釜19番地の1	中層耐火構造 3階建	12戸
平成16年度	井土団地	新温泉町井土614番地の1	中層耐火構造	20戸

別表第2 (第52条関係)

団地名	使用料
若松団地	新温泉町使用料徴収条例(平成17年新温泉町条例第76号)を準用する。

	団地名		使用料
	井土団地	1 区画	無料
井		追加1区画	1月につき4,000円